

公共施設の管理について 指定管理者制度を導入します

地方自治法の一部改正により、町の「公の施設」の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されます。

*「公の施設」＝スポーツ施設、文化施設、社会福祉施設、活性化施設など、住民の福祉を増進する目的で、町民の皆さんに利用していただくために設置された施設
これまで「公の施設」の管理運営については、公共的団体である町の出資法人等だけにしか委託することができませんでした。

*公共的団体である町の出資法人等
＝富士見町開発公社、富士見町社会福祉協議会、乙事地区農業農村活性化推進協議会、ミルクの里農業農村活性化推進協議会、鷲木地区山村振興推進協議会、信州鷲木宿推進協議会等

これからは指定管理者制度の導入により、民間企業が既に事業展開している分野で、効果的な経営が期待できる施設については公募し、費用、企画などの提案内容から判断して、よりふさわしい施設の管理者を決めていくことができるようになります。

*道路、河川、学校教育など個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度の対象とはなりません。
*指定管理者制度への移行は、施行日から3年間の経過措置がとられています。

(平成18年9月1日まで)

今後の進め方

当町においても、管理運営を委託している「公の施設」や町直営の「公の施設」について、今後のその施設のあり方を検討するとともに、地方自治法に基づいて指定管理者制度の導入を図ります。具体的には、管理委託している施設については原則として平成18年4月から移行します。また富士見町清泉荘デイサービスセンターについては、本年4月からの導入に向けて手続きを進めていきます。

指定の期間

原則として2年から5年(標準期間)の範囲内で施設ごとに適切な期間を設定することとします。

指定管理者の選定・指定

適切な基準を設けて募集し、課長をもって組織する選定委員会において審査基準に基づき審査し選定することとします。また、指定には議会の議決が必要となります。

指定管理者の指定後

適切な管理をしているかどうかの点検を常に行い、指定期間内であっても必要に応じて業務の停止や指定の取消しを行います。また、町の「情報公開条例」や「個人情報保護条例」の趣旨に従って、指定管理者においても適切に個人情報保護及び情報の公開に努めなければなりません。

更に、利用者アンケートやモニター調査などにより、利用者の満足度や苦情を把握するなど、施設の管理

運営への町民参加を進め、指定管理者の提供するサービスの改善を図っていきます。

公表

4月1日オープン予定の「富士見町清泉荘デイサービスセンター」等



は、指定管理者制度の対象となります。この施設で行う予定の「デイサービス」は、富士見町社会福祉協議会がふれあいセンター「ふじみ」で行っているものですので、指定管理者の選定にあたっては特別な事情を考慮して、富士見町社会福祉協議会を指定管理者の候補として選定しました。
公募にあたっては、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的の効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相応に期待できることから、以下の理由により特別の事情のあるものとして、富士見町社会福祉協議会に募

集要項を提示しました。

平成15年9月2日施行の「地方自治法」の一部改正及び「富士見町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」が制定される以前より、地域の活性化と住民福祉の促進を図るため、地域に密着した富士見町社会福祉協議会が運営することを前提に介護予防等拠点施設整備の申請を行ってきたこと。

地域福祉と併せて、地域の活性化や地域コミュニティの場である施設であること。
選定方法は、募集要項に基づき提出された申請書類を、指定管理者選定委員会において選定基準に基づく審査を行い、選定しました。

今後、3月の議会において、富士見町社会福祉協議会に指定するための議決を経て、4月1日から施行されます。
指定管理者制度を導入する施設は次のとおりです。

富士見町福祉センター
(ふれあいセンター「ふじみ」)

富士見町老人福祉センター
(清泉荘)

富士見町デイサービスセンター

富士見町短期入所施設
富士見町

清泉荘デイサービスセンター
問い合わせ先

総務課企画統計係
☎02-93332(有)93332

Mail: soumu@town.fujimi.nagano.jp